社会福祉法人陽光会			
文書番号	QAD8.2.2-2	版　　数	第22版（2025.4.1）

規則第２０号

介護付有料老人ホーム サンヒルズ総社

特定施設入居者生活介護等運営規程

（本規程の目的）

第１条　この規程は、介護予防特定施設入居者生活介護又は特定施設入居者生活介護（以下、「指定特定施設等」という。）の運営にあたり、特定施設入居者生活介護等利用契約（以下「利用契約」という。）第３条の規定により、事業の運営について重要な事項を定めるものであり、事業者がこの「運営規程」に従って事業の円滑な運営を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定特定施設等は、利用者（指定特定施設等の利用契約者をいう、以下同じ。）に対し、利用契約書第４条ならびに第５条に定めるサービスについて、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう提供する。

２　ホームが提供する指定特定施設等のサービスは、介護保険法令及び厚生労働省通知の内容に沿ったものとする。

３　利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、必要とされるサービスの提供に努めるものとする。

４　サービスの提供は、個別の介護予防特定施設サービス計画又は特定施設サービス計画（以下、「指定特定施設等サービス計画」という、以下同じ。）を作成し、利用者の同意のもとに実行する。

５　利用者の個人情報の取り扱いについては、その利用目的を示しあらかじめ本人の同意を得て取り扱うものとし、個人情報保護法の精神に立ち個人情報の管理等に努める。

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第３条　指定特定施設等に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、別紙１「職員体制」による。

（入居定員及び居室数）

第４条　入居定員は５０名、居室数は５０室とする。

（指定特定施設等のサービス内容）

第５条　指定特定施設等における「介護保険給付対象サービス」と「介護保険給付対象外サービス」の内容は別紙２「介護サービス等一覧表」による。

（利用料及びその他の費用の額）
第６条　指定特定施設等の利用料、その他利用者が負担する費用の額は別紙３「介護サービス利用料金表」による。

（居室を変更する場合の条件及び手続）
第７条　利用者が居室を変更する場合の条件及び手続きについては、利用契約第６条の規定による。

（ホームの利用にかかる留意事項）
第８条　ホームの利用にあたっては、当該有料老人ホームの管理規程のうち「介護居室等の使用細則」、「共用施設等の利用細則」を遵守するものとする。

（緊急時等における対応）
第９条　利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関に連絡をとり、適切な対応を行う。

（非常災害対策）
第１０条　非常災害が発生した場合、「防災計画」に従い、利用者の避難等について適切な処置を講ずる。
２　非常時に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練等を行う。
３　スプリンクラー、自動火災報知機、避難階段、誘導等などの防災設備は法令に準拠し設置する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）
第１１条　施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
一　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
二　虐待の防止のための指針を整備する。
三　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定める。
四　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
２　虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

（その他運営に関する重要な事項）
第１２条　その他運営に関する重要事項として、利用契約において事業者の守秘義務、損害賠償義務、苦情処理等について規定し、これらに従った対応を行う。
２　この規定に定める事項の他に、指定特定施設等のサービス提供上で重要な事項が生じた場合には、事業者はその都度適切な対応を図り、利用者保護の観点に立って、問題の解決を図る。
３　問題の対応策又は対応結果については、運営懇談会等において説明し、利用者の理解を得るよう努める。

附　　則　この規程は、平成２２年　３月　１日より施行する。
附　　則　この規程は、平成２３年　５月３０日より施行する。
附　　則　この規程は、平成２４年　４月　１日より施行する。
附　　則　この規程は、平成２５年　５月３０日より施行する。
附　　則　この規程は、平成２６年　４月　１日より施行する。
附　　則　この規程は、平成２６年　５月２７日より施行する。
附　　則　この規程は、平成２７年　４月　１日より施行する。
附　　則　この規程は、平成２７年　８月　１日より施行する。
附　　則　この規程は、平成２８年　４月　１日より施行する。
附　　則　この規程は、平成２９年　４月　１日より施行する。
附　　則　この規程は、平成３０年　４月　１日より施行する。
附　　則　この規程は、平成３０年　８月　１日より施行する。
附　　則　この規程は、平成３１年　４月　１日より施行する。
附　　則　この規程は、令和　１年１０月　１日より施行する。
附　　則　この規程は、令和　２年　４月　１日より施行する。
附　　則　この規程は、令和　２年１１月　１日より施行する。
附　　則　この規程は、令和　３年　４月　１日より施行する。
附　　則　この規程は、令和　４年　４月　１日より施行する。
附　　則　この規程は、令和　４年１０月　１日より施行する。
附　　則　この規程は、令和　５年　４月　１日より施行する。
附　　則　この規程は、令和　６年　４月　１日より施行する。
附　　則　この規程は、令和　６年　８月　１日より施行する。
附　　則　この規程は、令和　７年　４月　１日より施行する。

別紙１（第３条関係）

「職員体制」

特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者の人数及びその勤務形態

実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数
	専従	非専従	専従	非専従		
生活相談員	1	－	－	－	1	1.0
看護職員	3	－	－	－	3	3.0
介護職員	13	3	5	－	21	19.2
機能訓練指導員	1	－	－	－	1	1.0
計画作成担当者	－	4	－	－	4	0.8
その他従業者	2	－	1	－	3	2.6
１週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						40時間

※　常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。

従業者である介護職員が有している資格

延べ人数	常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従
社会福祉士	2	1	－	－
介護福祉士	10	3	4	－
社会福祉主事	5	－	2	－
介護職員実務者研修	1	－	－	－
介護職員初任者研修	2	－	－	－
介護支援専門員	－	3	2	－

従業者である機能訓練指導員が有している資格

延べ人数	常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従
理学療法士	－	－	－	－
作業療法士	1	－	－	－
言語聴覚士	－	－	－	－
看護師及び准看護師	－	－	－	－
柔道整復士	－	－	－	－
あん摩マッサージ指圧師	－	－	－	－

管理者の他の職務との兼務の有無		なし
管理者が有している当該業務に係る資格等	あり	社会福祉主事・介護支援専門員・作業療法士
特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護職員及び介護職員の常勤換算方法による人数の割合		2.25:1

別紙２（第５条関係）

「介護サービス等一覧表」

	自立者		要支援・要介護者 （特定施設入居者生活介護等利用契約者）	
介護を行う場所	専用居室		専用居室	
区　分	月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス
［介護サービス］				
□食事介助	―	―	必要に応じ随時	―
□排泄介助	―	―	必要に応じ随時	―
□おむつ交換	―	―	必要に応じ随時	―
□おむつ代	―	―	―	実費負担
□入浴（一般浴）				
介助	―	―	週２回	週３回以上 2,540 円/回
清拭	―	―	週２回 （入浴不可の場合に限る）	週３回以上 2,540 円/回
□特浴介助	―	―	週２回 （一般浴対応不可の場合に限る）	週３回以上 2,540 円/回
□身辺介助				
体位交換	―	―	必要に応じ随時	―
居室からの移動	―	―	必要に応じ随時	―
衣類の着脱	―	―	必要に応じ随時	―
身だしなみ介助	―	―	必要に応じ随時	―
□機能訓練	―	―	必要に応じ随時	―
□通院介助 （協力医療機関）	必要に応じ随時	―	必要に応じ随時	―
□通院介助 （協力医療機関以外）	―	１回 2,290 円/時間	―	１回 2,290 円/時間
□緊急時対応 （ケアコール）	24 時間対応	―	24 時間対応	―

注１：当施設では、介護保険による特定施設入居者生活介護費（介護予防含む）により介護サービスが提供されています。
そのため、自立者が身体状況の悪化等により介護サービスが必要になった場合は、即時、要介護認定を受け当施設と「特定施設入居者生活介護等利用契約書」を締結して頂くこととなりますので予めご了承下さい。
なお、要介護認定が確定するまでの期間については、表記の要支援・要介護者に提供する介護サービスを準用し必要な介護を行います。

注２：協力医療機関以外の通院介助につき、駐車料金等の付随費用が発生した場合、表記料金に加え、別途実費負担となります。

	自立者		要支援・要介護者 （特定施設入居者生活介護等利用契約者）	
介護を行う場所	専用居室		専用居室	
区　分	月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス
［生活サービス］				
□居室清掃	週１回	週２回以上 １回 1,145 円（30 分以内）	週１回	週２回以上 １回 1,145 円（30 分以内）
□リネン交換	週１回	—	必要に応じ随時	—
□寝具リース	必要に応じ交換	—	必要に応じ交換	—
□日常の洗濯	—	実費負担	—	実費負担
□ゴミ収集	必要に応じ随時	—	必要に応じ随時	—
□居室配膳・下膳	体調不良時に限り随時	—	体調不良時に限り随時	—
□おやつ	毎喫食日に提供	—	毎喫食日に提供	—
□理美容	—	実費負担	—	実費負担
□買物代行 （通常の利用区域）	週１回指定日	指定日以外の利用 １回 1,145 円/30 分	週１回指定日	指定日以外の利用 １回 1,145 円/30 分
□買物代行 （上記以外の区域）	—	１回 2,290 円/時間	—	１回 2,290 円/時間
□役所手続き代行	月２回指定日	指定日以外の利用 １回 2,290 円/時間	月２回指定日	指定日以外の利用 １回 2,290 円/時間
□金銭等管理	必要に応じ対応	—	必要に応じ対応	—
［健康管理サービス］				
□定期健康診断	—	年１回（実費負担）	年１回	—
□健康相談	必要に応じ随時	—	必要に応じ随時	—
□生活指導	必要に応じ随時	—	必要に応じ随時	—
□服薬支援	必要に応じ随時	—	必要に応じ随時	—
□生活リズムの記録 （排便・睡眠等）	—	—	必要に応じ随時	—
□医師の往診	—	必要に応じ随時	—	必要に応じ随時
［入退院時・入院中のサービス］				
□入退院時の同行 （協力医療機関）	必要に応じ随時	—	必要に応じ随時	—
□入退院時の同行 （協力医療機関以外）	—	１回 2,290 円/時間	—	１回 2,290 円/時間
□入院中の見舞訪問	必要に応じ随時 （協力医療機関に限る）	—	必要に応じ随時 （協力医療機関に限る）	—
［その他のサービス］				
□レクリエーション	月次行事・余暇活動等 随時	—	月次行事・余暇活動等 随時	—

別紙３（第６条関係）

「 介護サービス利用料金表 」

１．介護保険給付による利用料

（１）介護保険給付費

区　　分	介護給付費／日	介護給付費額／日	自己負担金／日	１ヶ月（30 日）の自己負担金目安
要支援１	１８３単位	１，８３０円	１８３円	５，４９０円
要支援２	３１３単位	３，１３０円	３１３円	９，３９０円
要介護１	５４２単位	５，４２０円	５４２円	１６，２６０円
要介護２	６０９単位	６，０９０円	６０９円	１８，２７０円
要介護３	６７９単位	６，７９０円	６７９円	２０，３７０円
要介護４	７４４単位	７，４４０円	７４４円	２２，３２０円
要介護５	８１３単位	８，１３０円	８１３円	２４，３９０円

（２）加算給付費

区　　分	対　象	介護給付費	介護給付費額	自己負担金	１ヶ月（30 日）の自己負担金目安
夜間看護体制加算（Ⅱ）	要介護	９単位／日	９０円／日	９円／日	２７０円
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	要支援 要介護	１００単位／月	１，０００円／月	１００円／月	―
科学的介護推進体制加算	要支援 要介護	４０単位／月	４００円／月	４０円／月	―
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援 要介護	２２単位／日	２２０円／日	２２円／日	６６０円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	要支援 要介護	所定単位数 ×0.128	―	―	―
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	要支援 要介護	１０単位／月	１００円／月	１０円／月	―
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	要支援 要介護	５単位／月	５０円／月	５円／月	―
新興感染症等施設療養費	要支援 要介護	２４０単位／日	２，４００円／日	２４０円／日	―
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	要支援 要介護	１０単位／月	１００円／月	１０円／月	―
個別機能訓練加算（Ⅰ）	要支援 要介護	１２単位／日	１２０円／日	１２円／日	３６０円
個別機能訓練加算（Ⅱ）	要支援 要介護	２０単位／月	２００円／月	２０円／月	―
口腔・栄養スクリーニング加算	要支援 要介護	２０単位／６ヶ月	２００円／６ヶ月	２０円／６ヶ月	―
退院・退所時連携加算	要介護	３０単位／日	３００円／日	３０円／日	―
退居時情報提供加算	要支援 要介護	２５０単位／回	２，５００円／回	２５０円／回	―
看取り介護加算（Ⅰ）	要介護	７２単位 （死亡日以前 31～45 日）	７２０円／日	７２円／日	―
		１４４単位 （死亡日以前 4～30 日）	１，４４０円／日	１４４円／日	―
		６８０単位 （死亡日前日・前々日）	６，８００円／日	６８０円／日	―
		１，２８０単位 （死亡日）	１２，８００円／日	１，２８０円／日	―
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	要支援 要介護	１００単位／月	１，０００円／月	１００円／月	―
若年性認知症入居者受入加算	要支援 要介護	１２０単位／日	１，２００円／日	１２０円／日	―

区　　分	対　象	介護給付費	介護給付費額	自己負担金	１ヶ月（30 日）の自己負担金目安
ＡＤＬ維持等加算（Ⅰ）	要介護	３０単位／月	３００円／月	３０円／月	―
ＡＤＬ維持等加算（Ⅱ）	要介護	６０単位／月	６００円／月	６０円／月	―
入居継続支援加算（Ⅰ）	要介護	３６単位／日	３６０円／日	３６円／日	１，０８０円
入居継続支援加算（Ⅱ）	要介護	２２単位／日	２２０円／日	２２円／日	６６０円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	要支援 要介護	３単位／日	３０円／日	３円／日	９０円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	要支援 要介護	４単位／日	４０円／日	４円／日	１２０円

※上記自己負担金は、介護給付費額の１割の場合であり、一定以上の所得のある方は自己負担金が２～３割となります。

※前橋市は介護保険上の地域区分が７級地に該当するため、介護保険給付による利用料は上記の合計金額に１．４％を加算した額となります。（円未満切捨て）

２．介護保険給付費以外の利用料（全額自己負担）

［ 個別的な選択によるサービス ］

□基準回数（週2回）を超える入浴介助　……　2,540円／回

□基準回数（週1回）を超える居室清掃　……　1,145円／30分以内

□協力医療機関以外への通院介助　……　2,290円／時間

□協力医療機関以外への入退院時の同行　……　2,290円／時間

□買物代行（通常の利用区域で週1回指定日以外の利用）……　1,145円／30分

□買物代行（上記以外の区域）　……　2,290円／時間

□役所手続き代行（月2回指定日以外の利用）　……　2,290円／時間